

第5回定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

- 事業報告
「新株予約権の状況」
「会社の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- 連結計算書類
「連結株主資本等変動計算書」
「連結注記表」
- 計算書類
「株主資本等変動計算書」
「個別注記表」

第5期
(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

株式会社豆蔵デジタルホールディングス

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
なお、電子提供措置事項のうち、上記事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

新株予約権の状況

1. 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第1回新株予約権		第2回新株予約権		第3回新株予約権		
発行決議日	2021年4月2日		2021年4月2日		2021年4月2日		
新株予約権の数	685,000個		275,000個		1,687,500個(注)4		
新株予約権の目的となる株式の種類と数(注)6	普通株式(注)1	137,000株	普通株式(注)1	55,000株	普通株式(注)1	337,500株	
	(新株予約権1個につき	0.2株)	(新株予約権1個につき	0.2株)	(新株予約権1個につき	0.2株)	
新株予約権の払込金額	本新株予約権685,000個につき金226,050円		本新株予約権500個につき金1円		新株予約権と引換えに払い込みは要しない		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(注)6	新株予約権1個当たり	76円	新株予約権1個当たり	76円	新株予約権1個当たり	76円	
	(1株当たり	380円)	(1株当たり	380円)	(1株当たり	380円)	
権利行使期間	2021年4月16日から2027年3月31日まで		2021年4月16日から2027年3月31日まで		2021年4月16日から2027年3月31日まで		
行使の条件	(注)2		(注)3		(注)5		
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数	685,000個	新株予約権の数	245,000個	新株予約権の数	202,000個
		目的となる株式数(注)1、6	137,000株	目的となる株式数(注)1、6	49,000株	目的となる株式数(注)1、6	40,400株
		保有者数	1名	保有者数	1名	保有者数	3名
	社外取締役	新株予約権の数	—	新株予約権の数	—	新株予約権の数	—
		目的となる株式数	—	目的となる株式数	—	目的となる株式数	—
		保有者数	—	保有者数	—	保有者数	—
	監査役	新株予約権の数	—	新株予約権の数	30,000個	新株予約権の数	30,000個
		目的となる株式数	—	目的となる株式数(注)6	6,000株	目的となる株式数(注)6	6,000株
		保有者数	—	保有者数	1名	保有者数	1名

(注) 1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、76円を行使価額で除した数とする。「行使価額」とは、本新株予約権の割当日においては76円とし、以下の①乃至④に従い調整される。

① 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割（又は株式併合）の比率}}$$

② 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

i 上記算式において、「時価」は、次に定める価額とする。

ア) 当社の株式公開（当社の普通株式が日本又は外国のいずれかの金融商品取引所に上場されることをいう。以下同じ。）の日の前日以前の場合

本号③に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下「適用日」という。）の前日における調整前行使価額

イ) 当社の株式公開の日以降の日の場合

適用日に先立つ45取引日に始まる30取引日における上場金融商品取引所（ただし、当社普通株式の上場する金融商品取引所が複数の場合は、当該期間における当社普通株式の出来高、値付け率等を考慮して最も適切と判断される主たる取引所）における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位を四捨五入して小数第1位まで算出し、当該45取引日の間に当社普通株式の分割又は併合が行われた場合には、当社は合理的な範囲で適切にこれを調整することができる。

ii 上記算式において、「既発行株式数」とは、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1か月前の日における普通株式の発行済株式数（自己株式の数を除く。）に、同日時点での発行済み（当社が保有するものを除く。）の潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式に転換し又は普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利をいう。）の目的となる普通株式の数を加えたものをいう。

iii 自己株式の処分を行う場合には、上記算式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「払込金額」を「処分価格」に、それぞれ読み替える。

③ 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

イ) 本号①に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剩余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該

基準日の翌日に遡及してこれを適用する。なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下「分割前行使株式数」という。）新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{交付する} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

ii 本号②に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。

④ 上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が存続会社となる合併又は当社が分割承継会社となる会社分割が行われる場合等、上記の場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で行使価額を適切に調整することができる。

2. 新株予約権の行使の条件（第1回）

- ① 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において当社の代表取締役の地位にあることを要する。
- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において当社の株式が国内外の金融商品取引所に上場されている場合に限り、本新株予約権を行使できるものとする。
- ③ 新株予約権者は、以下の事由が生じた場合には、以後、本新株予約権を一切行使することができない。ただし、本新株予約権の行使を認めるべき合理的な理由があるものとして、新株予約権者による本新株予約権の行使を認める旨の当社の取締役会の決議（当社が取締役会設置会社でない場合においては、取締役の決定）があった場合は、この限りでない。
 - i 新株予約権者の死亡により、相続人が相続した場合
 - ii 新株予約権者が本要項の定め又は法令若しくは当社の社内規程に違反する行為を行った場合
 - iii 新株予約権者が破産手続、民事再生手続その他の法的倒産手続開始の申立てを受け又は自らこれを申し立てた場合

3. 新株予約権の行使の条件（第2回）

- ① 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会の承認（当社が取締役会設置会社でない場合においては、取締役の承認）を得た場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において当社の株式が国内外の金融商品取引所に上場されている場合に限り、本新株予約権を行使できるものとする。
- ③ 新株予約権者は、以下の事由が生じた場合には、以後、本新株予約権を一切行使することができない。ただし、本新株予約権の行使を認めるべき合理的な理由があるものとして、新株予約権者による本新株予約権の行使を認める旨の当社の取締役会の決議（当社が取締役会設置会社でない場合においては、取締役の決定）があった場合は、この限りでない。
 - i 新株予約権者の死亡により、相続人が相続した場合
 - ii 新株予約権者が本要項の定め又は法令若しくは当社の社内規程に違反する行為を行った場合
 - iii 新株予約権者が破産手続、民事再生手続その他の法的倒産手続開始の申立てを受け又は自らこれを申し立てた場合

4. 交付された使用人の退職に伴い、決議された新株予約権1,754,500個から67,000個減じた数が現在の新株予約権の数である。

5. 新株予約権の行使の条件（第3回）

- ① 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は従業員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会の承認（当社が取締役会設置会社でない場合においては、取締役の承認）を得た場合はこの限りではない。
 - ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において当社の株式が国内外の金融商品取引所に上場されている場合に限り、本新株予約権を行使できるものとする。
 - ③ 新株予約権者は、以下の事由が生じた場合には、以後、本新株予約権を一切行使することができない。ただし、本新株予約権の行使を認めるべき合理的な理由があるものとして、新株予約権者による本新株予約権の行使を認める旨の当社の取締役会の決議（当社が取締役会設置会社でない場合においては、取締役の決定）があった場合は、この限りでない。
 - i 新株予約権者の死亡により、相続人が相続した場合
 - ii 新株予約権者が本要項の定め又は法令若しくは当社の社内規程に違反する行為を行った場合
 - iii 新株予約権者が破産手続、民事再生手続その他の法的倒産手続開始の申立てを受け又は自らこれを申し立てた場合
6. 当社は、2024年3月29日付の臨時株主総会決議により、2024年4月15日付で当社が発行する普通株式について、5株を1株とする株式併合を行っている。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されている。

2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

会社の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 当社及び子会社取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コーポレート・ガバナンスにおける法令遵守精神の浸透・定着について、全ての取締役及び使用人は、企業人・社会人としての倫理観・価値観に基づき誠実に行動することが求められています。管理体制は次のとおり整備しております。

①リスク管理体制

「MZDHDグループリスク・コンプライアンス管理規程」に基づき、定期的に子会社から所定の項目について状況をヒアリングし、情報を共有する体制を構築することにより、問題点の早期発見に努めています。問題点が発見された場合は、「MZDHDグループリスク・コンプライアンス管理規程」に基づき対応します。また、当社法務部門において、当社及び子会社の従業員を対象とした法務教育を実施いたします。

②内部通報

内部通報制度として、社内外相談窓口を設置し、法令遵守を推進するうえで疑わしい行為の発見・未然防止・対処等を徹底いたします。

③内部統制

内部統制システムの構築・運用・改善は、管理本部にて実施いたします。また、グループ各社が参加する内部統制委員会を設置し、当該委員会において以下の活動を行っています。

- ・内部統制の基本方針に基づく、内部統制に関する基本計画の作成
- ・内部統制の整備および運用に関する所管部門長への指示および助言
- ・内部統制の整備および運用の状況の把握
- ・内部統制上で収集された情報に基づくリスク評価
- ・内部統制の整備および運用の状況の取締役会への報告書の作成
- ・内部統制の基本方針の改定案の作成

④内部監査

代表取締役社長は内部監査室を管掌し、内部監査室は監査役等と意見を交換し当社及び子会社にわたる業務執行状況の監査を行います。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、株主総会議事録・取締役会議事録等の法定文書のほか職務執行に係わる重要な情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）及びその他の重要な情報を、法令・定款及び社内規程に基づき、適切に作成・保存し、管理いたします。また、取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの情報を閲覧することができます。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①事業の継続・発展を実現するための投資・戦略的提携などに関する事項については、当社または子会社の各責任者が、当社または子会社の管理本部と必要なリスク評価を行ったうえで、「決裁権限基準」に基づき取締役会において最終的に評価・決裁します。
- ②債権の回収については、「経理規程」に従い処理されます。
- ③デリバティブ取引（先物取引・先渡取引・オプション取引・スワップ取引等）については、「デリバティブ管理規程」に基づき金利変動リスクを回避します。
- ④当社または子会社の有事の対応については、職務分掌に基づく役割分担に応じ各責任者が連携してこれにあたり、代表取締役社長がこれを統括します。
- ⑤当社または子会社に経営危機が発生した場合は、「MZDHDグループリスク・コンプライアンス管理規程」に基づき対策本部を設置し、本部長として当社の代表取締役社長、事務局長として当社の管理本部長が就任し、対応にあたります。
- ⑥リスク・コンプライアンス委員会は、(i)対象事項に関するリスク回避・低減施策、法令遵守施策の実施 (ii)当該施策の実施状況のモニタリング (iii)対象事項のリスク発生事案および法令遵守違反事案についての調査・分析・検討 (iv)インシデントに関する再発防止策の策定・周知徹底 (v)対象事項のリスク発生を回避・低減するための当社および子会社の従業員に対する教育を行います。

(4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①規程と業務執行

当社取締役会は、「ホールディングス管理規程」に基づき、代表取締役・各業務担当取締役及び子会社の取締役に業務の執行を行わせております。

②企業集団におけるプロジェクトチームの組織

当社及び子会社の取締役が職務執行を効率的に行うために、当社取締役の監督指導のもと、グループ横断的なプロジェクトチームを組織して、適切かつ迅速な意思決定・執行が行える体制を整備しております。

(5) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、子会社より定期的に経営状況及び財務状況の報告を受けております。

(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、上記（1）の管理体制のもと、企業集団における業務の適正を確保するための体制を構築しており、取締役は、企業集団全体の経営戦略・経営計画及び活動の意思決定を行う際には、必要な経営戦略のリスクの検討と経営判断を行います。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項

監査役が取締役又は取締役会に対して、その職務遂行を補助すべき者の設置を求めた場合には、取締役又は取締役会は、必要に応じて補助者として監査役付を置くものといたします。

(8) 上記（7）の使用者の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用者に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

上記（7）の監査役付は、専ら監査役の指揮命令に従うものとしており、独立性を確保するため、当該使用者の任命・異動・懲戒等人事権に係る事項の決定には常勤監査役の事前の同意を得るものとしております。また、監査役付の人事評価については、常勤監査役が行うものといたします。

(9) 当社の取締役・使用者並びに子会社の取締役・監査役・使用者が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

①全ての監査役は、取締役会のほか、重要な会議体へ出席し、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社及び子会社の取締役・使用者から説明を求めることができます。

②代表取締役社長及び業務を担当する取締役は、取締役会において定期的にあるいは隨時、担当する業務の執行状況の報告を行います。

③取締役は、重大なコンプライアンス違反・信用毀損、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があること等を発見したときは、直ちに監査役に報告します。

④監査役が当社及び子会社の業務及び財産の状況を調査する必要があり、当社及び子会社の取締役・使用者に監査役が当該調査を求めた場合は、当社及び子会社の取締役・使用者

は、迅速かつ的確にこれに対応します。

- ⑤当社と提携している弁護士事務所及び当社法務部は、当社及び子会社の内部通報制度の窓口となり、全ての使用人及び子会社の取締役・監査役・使用人から、当社及び子会社が関わる違法・不正または不適切な事象に関する報告を受けます。当社法務部は、内部通報結果について監査役に報告します。
- ⑥内部通報規程において、通報者が通報を行ったことにより不利益を被ってはならないことを明示し、制度的保護を保障します。

- (10) 上記(9)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないと確保するための体制

内部通報（監査役の報告を含む）を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、内部通報を行ったことを理由とした不利な取扱いを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底することといたします。

- (11) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役又は監査役会がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役又は監査役会の職務の執行に必要ないことが証明された場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することといたします。

- (12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の監査体制確保のため、以下に定める事項について行うことといたします。

- ①監査役会は社外監査役を加えた構成とし、対外的な透明性を確保します。
- ②監査役は、当社の重要な会議に参加するとともに、関係資料を閲覧し重要な意思決定の過程や業務の執行状況を把握いたします。
- ③内部監査室と監査役会は、検査結果等を定期的に報告し、相互の連携を図ります。
- ④代表取締役は、監査役会と定期的に会合をもち、監査役及び監査役会との意思の疎通を図ります。

- (13) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力との関りを一切遮断するとの基本方針に基づき、反社会的勢力を排除し、健全な業務の運営を図ることを目的とした「反社会的勢力対応規程」を整備し、同規程をもって当社に反社会的勢力排除に関する意識付けを徹底します。

また、管理本部を主管とし、定期的に、あるいは必要に応じて隨時、反社会的勢力に関する情報を収集するとともに、行政機関や外部専門組織からの情報も積極的に取込み、社内で情報を共有できる体制を整えます。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記に掲げた内部統制システムの整備をしておりますが、その基本方針に基づき、以下の具体的な取り組みを行っております。

(1) 内部統制システム全般の運用状況について

当社では、「1. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要」に記載いたしました内容に則り、内部統制システムの構築・運用及び改善は、管理本部が実施しております。

(2) 内部通報制度について

当社は、法令違反行為、不正行為の早期発見と是正を目的とした内部通報制度を設け運用しております。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることに対する取り組みについて

当社では、子会社毎に毎週経営会議を開催し、当社取締役の監督指導のもと、各社取締役と経営情報の共有を行っております。

(4) 業務の適正を確保するための体制の運用状況について

当社は、定時取締役会を毎月1回、臨時取締役会を必要に応じて開催しております。

(5) 監査役の監査体制について

当社監査役は、当社の取締役会等の重要な会議に出席し、業務の執行状況を確認しております。また、内部監査室、監査法人とも緊密に情報の連携を図っております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)
 (2025年3月31日まで)

(単位:千円)

	株 主 資 本				新株予約権	純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株 主 資 本 合 計		
当連結会計年度期首残高	100,000	500	2,161,135	2,261,635	226	2,261,862
当連結会計年度変動額						
新株の発行	30,714	30,714		61,428		61,428
剰余金の配当			△348,000	△348,000		△348,000
親会社株主に帰属する当期純利益			1,433,833	1,433,833		1,433,833
当連結会計年度変動額合計	30,714	30,714	1,085,833	1,147,262	—	1,147,262
当連結会計年度末残高	130,714	31,214	3,246,969	3,408,897	226	3,409,124

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 3社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社豆蔵
株式会社コーウメックス
株式会社エヌティ・ソリューションズ

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

・製品及び原材料

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ.有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～33年

機械及び装置 4年～10年

工具、器具及び備品 2年～15年

ロ.無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量に基づく償却額と見込販売有効期間（3年）で残存期間に基づく均等配分額のいずれか大きい額を計上する方法に基づいております。

ハ.リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③重要な引当金の計上基準

イ.貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当連結会計年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

ロ.賞与引当金

一部の連結子会社は、従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ.受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

④収益及び費用の計上基準

以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスを顧客に移転することにより履行義務を充足した時に又は充足するにつれて、充足した履行義務に配分された額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

当社グループは、主な収益を情報サービス関連事業から生じる収益（以下、「情報サービス関連収益」という。）と認識しております。また、情報サービス関連事業に付随するライセンス等の販売を、代理人取引と認識しております。

イ.情報サービス関連収益

当社グループが提供する情報サービス関連事業の主な内容はクラウドコンサルティング、AIコンサルティング、AIロボティクス・エンジニアリング及びモビリティ・オートメーションの四つのサービスに大別されます。

上記情報サービス関連事業の契約から生じる履行義務は、一定の期間にわたり充足される履行義務で、通常、一年以内に支払いを受けるものであります。これは、通常、当社グループが顧客との契約における義務を履行することにより別の用途に転用することができない資産が生じ、かつ、顧客との

契約における義務の履行を完了した部分について、対価を收受する強制力のある権利を有していると考えられるためであります。

情報サービス関連事業の主な内容は、技術者の時間稼働による技術提供のサービス、成果物の納品による受託開発のサービスです。技術者の時間稼働による技術提供のサービスに係る履行義務は、契約期間内の技術提供時間の経過により充足されるものであることから、約束したサービスの支配が時間とともに顧客に移転するにつれて収益を認識しております。

成果物の納品による受託開発のサービスに係る履行義務は、プロジェクトの進捗に応じて充足していくと判断しております。そのため、合理的な進捗度の見積りができるものについては主として見積総原価に対する実際の発生原価の割合に基づき算定しております。なお、合理的な進捗度の見積りができる場合、進捗分に係る費用を回収できるものについては、原価回収基準に基づいて収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約については、代替的な取り扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

□. 代理人取引

当社グループは、財又はサービスの収益を認識するにあたり、当該財又はサービスを顧客に提供する前に支配していると判定されれば本人取引、判定されなければ代理人取引として収益を認識しております。顧客に提供する前に支配しているか否かの判定は、財又はサービスの提供に対して主たる責任を有していること、当該財又はサービスが顧客に提供される前等に在庫リスクを有していること及び当該財又はサービスの価格設定において裁量権を有していること等の指標を考慮しております。

当社グループが行う通常の情報サービス関連収益に付随するライセンス等の販売は、代理人取引に該当いたします。そのため、当該販売にかかる手数料相当部分を収益として認識しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

該当事項はありません。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) ソフトウェア開発契約に係る開発原価総額の見積り

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

進捗率の見積りを伴う一定の期間にわたり充足される履行義務に係る契約資産 88,192千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

顧客仕様のソフトウェア開発など成果物を移転する履行義務は、一定の期間にわたり履行義務を充足することから、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識

しております。この進捗度の測定は、合理的に進捗度を見積ることができる場合は発生したコストに基づくインプット法を採用しております。

□. 主要な仮定

受注制作のソフトウェア開発は、個別性が強く、開発は顧客の要求仕様に基づいて行われることから、開発原価総額の見積りにあたっては、案件ごとに顧客の要求仕様に基づき、開発等のために必要となる作業内容及び工数を見積ることにより行っております。よって、見積原価総額の主要な仮定は人件費や外注費等の基礎となる工数と判断しております。これらの見積りは、プロジェクトの開発計画の見積り開発工数と実績開発工数を定期的にモニタリングすることにより見直しを実施しております。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当連結会計年度末における予想される開発原価の合計は将来時点において変動する可能性があり、その場合その累積的影響額が売上高又は売上原価の増減を通じて将来の連結計算書類に影響いたします。当社グループは開発原価総額の見積りを継続的に見直し、必要と考える場合に調整を行っております。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	174,471千円
上記のうち、繰越欠損金に関する繰延税金資産計上金額	26,308千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

繰延税金資産の回収可能性は、将来減算一時差異および税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより判断しています。

□. 主要な仮定

将来の一時差異等加減算前課税所得は、取締役会の承認を得た事業計画に基づいて見積っております。特に株式会社豆蔵デジタルホールディングスにおいては、売上高の基礎となる子会社から受け取る経営指導料の予測が主要な仮定であります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類において繰延税金資産および法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 未適用の会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手

の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結計算書類に与える影響額については、現時点で評価中です。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 268,267千円

(2) 当座貸越契約及びコミットメントライン契約

当社は、機動的な運転資金の調達及び財務基盤の安定性向上を図るため、取引銀行1行と当座貸越契約及び取引銀行1行とコミットメントライン契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越契約及びコミットメントライン契約の総額	1,500,000千円
借入実行残高	100,000
差引額	1,400,000

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 16,050,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月28日 定時株主総会	普通株式	348,000	4.35	2024年3月31日	2024年6月28日

(注) 2024年3月29日開催の臨時株主総会決議により、2024年4月15日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しており、「1株当たり配当額（円）」は株式併合前の金額を記載しております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年5月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	963,000	60.00	2025年3月31日	2025年6月26日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また資金調達については主に銀行等金融機関からの借入れにより行っております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金および未払金は、すべてが1年以内の支払期日です。

短期借入金は主に営業取引に係る資金調達です。

リース債務は設備投資を目的に調達したものであります。

また、営業債務や借入金、リース債務は流動性リスクを有しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当社グループにおける与信管理等を定めた社内規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

ロ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業債務及び借入金は流動性リスクに晒されておりますが、当社グループは、財務経理部門が各部署からの報告に基づき適時に資金繰り計画を作成・更新し、手許流動性の維持を図り、流動性リスクを管理しております。

ハ. 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

借入金については、金利の変動リスクに晒されております。当該リスクについて、財務経理部門が利率動向等をモニタリングすることによりリスクの軽減を図っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額について、該当事項はありません。 なお、「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」、「未払消費税等」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。「リース債務」は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは情報サービス関連事業の単一セグメントですが、サービス区分別に顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

	クラウドコンサルティング	AIコンサルティング	AIロボティクス・エンジニアリング	モビリティ・オートメーション	合計
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	3,551,400	763,765	1,849,668	4,325,170	10,490,004
一時点で移転される財又はサービス	5,908	24,003	32,038	11	61,961
顧客との契約から生じる収益	3,557,308	787,768	1,881,706	4,325,181	10,551,965
外部顧客への売上高	3,557,308	787,768	1,881,706	4,325,181	10,551,965

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

		当連結会計年度
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	1,180,316	1,466,943
契約資産	18,234	88,192
契約負債	5,702	3,799
長期契約負債	1,045	—

契約資産は、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約において、収益を認識したが未請求の作業に係る対価に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は主に、役務の提供前に顧客から受け取った対価であり、連結貸借対照表上、流動負債のその他に含めています。

長期契約負債は主に、収益の認識までに一年以上となる役務の提供前に顧客から受け取った対価であり、連結貸借対照表上、固定負債のその他に含めています。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引を認識していないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報は開示しておりません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額 212円39銭

(2) 1株当たりの当期純利益 89円40銭

(注) 当社は、2024年4月15日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。そのため、当連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

追加情報の注記

(連結子会社の吸収合併)

当社は、2025年3月31日開催の取締役会において、2025年10月1日（予定）を効力発生日として、当社の完全子会社である株式会社豆蔵、株式会社コーワメックス及び株式会社エヌティ・ソリューションズの3社を吸収合併することを決議し、同日付で合併契約を締結いたしました。

（1）取引の概要

①合併の目的

当社グループは、自動車業界をはじめ、製造、金融、商社など幅広い業界に向けて、クラウドコンサルティング、AIコンサルティング、AIロボティクス・エンジニアリング、モビリティ・オートメーションの4つのサービスを軸に、高付加価値なサービスとソリューションを提供してまいりました。また、グループ内の構造改革と事業変革を推進し、事業の成長と収益の向上を実現してまいりました。その結果、2024年6月27日に、東京証券取引所グロース市場への株式上場を果たしました。今後は、社会環境の変化を新たな価値創造の機会と捉え、経営資源の合理化及び効率化、並びに技術の融合を図るため、完全子会社3社を当社に吸収合併し、持株会社体制から事業会社体制へ移行することを決定しました。本合併により、当社グループがこれまで培ってきた経営資源を統合し、シナジーを最大限に活かすことで、Tier0.5戦略を推進し、さらなる成長を目指してまいります。

②本合併の要旨

イ.本合併の日程

取締役会決議日	2025年3月31日
合併契約締結日	2025年3月31日
合併予定日（効力発生日）	2025年10月1日（予定）

本合併は、当社においては会社法第796条第2項に定める簡易合併であり、株式会社豆蔵、株式会社コーワメックス、株式会社エヌティ・ソリューションズにおいては、会社法第784条第1項に定める略式合併であるため、いずれも合併契約に関する株主総会の承認を得ることなく実施します。

ロ.本合併の方式

当社を存続会社、株式会社豆蔵、株式会社コーワメックス、株式会社エヌティ・ソリューションズを消滅会社とする吸収合併であり、本合併により株式会社豆蔵、株式会社コーワメックス、株式会社エヌティ・ソリューションズは解散いたします。

ハ.本合併に係る割当の内容

株式会社豆蔵、株式会社コーワメックス、株式会社エヌティ・ソリューションズは、当社の完全子会社であるため、本合併に際して、株式の発行及び金銭その他の財産の交付は行いません。

③合併後の状況

本合併後、当社は株式会社豆蔵、株式会社コーワメックス、株式会社エヌティ・ソリューションズが営む事業を継承し、持株会社から事業会社に移行します。

なお、本合併による当社の所在地、代表者、資本金及び決算期の変更はありませんが、商号を「株式会社豆蔵」に変更する予定です。

(2) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号2024年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理する予定であります。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

資本金	株主資本					新株予約権	純合資産計		
	資本 剰余 金	利益 剰余 金			株主資本 合計				
	資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計					
当期首残高	100,000	500	24,500	1,333,128	1,357,628	1,458,128	226 1,458,355		
当期変動額									
新株の発行	30,714	30,714				61,428	61,428		
剰余金の配当				△348,000	△348,000	△348,000	△348,000		
当期純利益				478,741	478,741	478,741	478,741		
当期変動額合計	30,714	30,714	–	130,741	130,741	192,170	– 192,170		
当期末残高	130,714	31,214	24,500	1,463,870	1,488,370	1,650,298	226 1,650,525		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

子会社株式 移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～22年

工具、器具及び備品 4年～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用）については、当社が見積もった利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な収益及び費用の計上基準

純粋持株会社の当社の収益は、子会社からの経営指導料及び受取配当金となります。経営指導料においては、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。また、金融収益である受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

前事業年度において、区分掲記しておりました「投資その他の資産」の「長期前払費用」（当事業年度は2,382千円）は金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	33,268千円
--------	----------

上記のうち、繰越欠損金に関する繰延税金資産計上金額	26,308千円
---------------------------	----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記 (2) 繰延税金資産の回収可能性」に記載した内容と同一であります。

(3) 翌事業年度の計算書類に与える影響

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした仮定に変更が生じた場合、翌事業年度の計算書類において繰延税金資産および法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	13,600千円
(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。	
① 短期金銭債権	60,775千円
② 短期金銭債務	21千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	947,920千円
-----	-----------

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	26,308千円
未払賃借料	4,538千円
未払事業税	1,717千円
その他	1,028千円
繰延税金資産小計	<u>33,594千円</u>
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△325千円
評価性引当額小計	<u>△325千円</u>
繰延税金資産合計	<u>33,268千円</u>
繰延税金資産の純額	<u><u>33,268千円</u></u>

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 法人主要株主

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主	株式会社豆蔵 K2TOPホールディングス	被所有 直接 68.0%	役員の兼任	固定資産の購入 (注)	25,187	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

固定資産の購入については、一般取引条件と同様に、提示された価格をもとに検討し、交渉のうえ決定しております。

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)	
子会社	株式会社豆蔵	所有 直接 100.0%	経営指導 役員の兼任	経営指導料 (注) 1	181,700	売掛金	19,827	
	株式会社コーウェーブ	所有 直接 100.0%		経営指導料 (注) 1	263,600	売掛金	28,765	
	メックス			資金の返済	120,000	短期借入金	—	
	株式会社エヌティ・ソリューションズ			利息の支払 (注) 2	223	未払費用	—	

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 経営指導料については、当社の事業会社3社との間で必要経費を基準とし交渉の上、決定しております。
2. 資金の借入については、市場金利を勘案し利率を合理的に決定しております。

8. 収益認識に関する注記

「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記 (3) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たりの純資産額 102円82銭
- (2) 1株当たりの当期純利益 29円85銭

(注) 当社は、2024年4月15日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。そのため、当事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

追加情報の注記

(連結子会社の吸収合併)

「連結注記表 11. その他の注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。